⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハチクマ及びアカハライモリが確認されている。ハチクマについては、営巣は確認されておらず、その行動圏は広範囲に及ぶため影響は軽微であると評価されている。アカハライモリについては、計画路線周辺に広く生息していることから影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ及びフウラン、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン及びエビネの生育が確認されているが、生育地は計画路線から離れており、直接改変されないことから影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち７箇所については発掘調査等を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る４箇所についても鹿児島県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年11月22日に都市計画決定され、平成17年12月９日に変更決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、取得必要面積、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道269号及び一般国道504号には線形不良箇所等があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、東九州道沿線の知事等からなる東九州自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県鹿屋市役所、同県曽於郡大崎町役場、志布志市役所及び曽於市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上、字十三塚、字持土、字堀込、字石縄、字夏迫、字堂田、字地蔵免、字平木、字木場田、字永流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曽於郡大崎町野方字六反割、字古瀬松、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字山崎、字上ノ迫、字篭ノ谷及び字西三地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曽於市大隅町荒谷字西迫、字西三及び字荒谷地内

○港土保安庁告示第二百三十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

変更年月日	位名	所在	高光光度	東北経緯	地置	変更した事項	変更後	変更前
平成二十三年九月十二日	火四地メ平均水頂上から八・灯	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上	三秒	三一一・〇	堤灯	位置	北緯三一度一三分四〇・五秒東経一三一度一五分一〇・九秒	北緯三一度一三分四〇・五秒東経一三一度一五分一〇・九秒
平成二十三年九月十二日	火四地メ平均水頂上から八・灯	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上	三秒	三一一・〇	堤灯	光度	二五カンデラ	一五カンデラ
平成二十三年九月十二日	火四地メ平均水頂上から八・灯	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上	三秒	三一一・〇	堤灯	高さ	一三メートル	一二メートル

○港土保安庁告示第二百三十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百三十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百三十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百四十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百四十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百四十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台

○港土保安庁告示第二百四十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月七日

廃止年月日	位名	所在	東北経緯	地置	位名	廃止年月日	東北経緯	地置
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ二標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面右端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ二標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台
平成二十三年九月二十六日	浜田マリン大橋橋梁標（Ｌ一標）	島根県浜田港（浜田マリン大橋南側浜面左端）	三四一・五	北防波堤灯台	浜田マリン大橋橋梁標（Ｒ一標）	平成二十三年九月二十六日	三四一・五	南防波堤灯台